

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">長崎県電子調達実施要領</p> <p>第1条～第6条 略 (電子見積参加資格有効期間の終了)</p> <p>第7条 電子見積参加資格者が、次に掲げる各号のいずれかに該当した場合、前条第1項各号に規定する電子見積参加資格有効期間はその日をもって終了するものとする。</p> <p>(1) 告示8の資格審査申請書記載事項の変更により第3条第1項各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合</p> <p>(2) 告示10の規定により競争入札参加資格が取消された場合</p> <p>(3) 電子見積参加資格者から電子見積参加取消しの申出があった場合</p> <p><u>第7条の2 見積決定日に電子見積参加資格有効期間が終了している者が電子見積に参加した場合は無効とする。</u></p> <p>第8条～第12条 略</p> <p>附則 <u>・この要領は平成29年4月1日以降に公開する案件から適用する。</u> <u>・この要領は令和元年8月14日以降に公開する案件から適用する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p style="text-align: center;">長崎県電子調達実施要領</p> <p>第1条～第6条 略 (電子見積参加資格有効期間の終了)</p> <p>第7条 電子見積参加資格者が、次に掲げる各号のいずれかに該当した場合、前条第1項各号に規定する電子見積参加資格有効期間はその日をもって終了するものとする。</p> <p>(1) 告示8の資格審査申請書記載事項の変更により第3条第1項各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合</p> <p>(2) 告示10の規定により競争入札参加資格が取消された場合</p> <p>(3) 電子見積参加資格者から電子見積参加取消しの申出があった場合</p> <p>第8条～第12条 略</p> <p>附則 平成29年4月1日以降に公開する案件から適用する。</p> <p>別表 略</p>